

第35回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和2年5月29日(金) 13時30分
第35回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 閉 会 令和2年5月29日(金) 13時30分

3. 閉 会 令和2年5月29日(金) 14時10分

4. 出席委員

1番 小池	2番 波多野	3番 石川	4番 馬場	5番 菊池
6番 田中	7番 寺田	8番 泉	9番 青柳	10番 尾崎
11番 小笠原	12番 岩井	13番 佐藤	14番 山口	15番 菱川
16番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 1番一小池 12番一岩井

6. 議事録署名委員 6番一田中 7番一寺田

7. 付議議件
議案第 132 号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
議案第 133 号 農地法3条の規定による許可申請について
議案第 134 号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について
議案第 135 号 下限面積の設定について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉
事務局 笠井 孝弘
 神矢 拓郎
 羽田野 由美子

9. 会議の概要

事務局	<p>第 35 回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員は 1 番一小池委員、12 番一岩井委員となっております。</p> <p>出席委員は 16 名中 14 名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立しております。</p> <p>議長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは第 35 回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程 1、議事録署名委員に、6 番一田中委員、7 番一寺田委員を委嘱します。</p> <p>日程 2、議案第 132 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について説明お願ひします。</p>
事務局	<p>議案第 132 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号 1、関係の土地については、字峰浜 3 筆、地目畑、合計面積は 47,605 m²、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は平成 24 年 12 月 21 日から平成 29 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 4 月 21 日となっております。</p> <p>別紙の合意解約書の写しの確認もお願ひします。以上です。</p>
議長	合意解約通知について確認決定してよろしいですか。
全員	よろしいです。
議長	それでは決定とします。
事務局	<p>議案第 133 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請について審議を求める。</p> <p>区分 1、関係の土地については字日の出 6 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 175,695 m²、申請の理由は譲渡人が所有地を自作しないため譲渡する。譲受人が農業経営安定のため譲り受けける贈与となっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 2、関係の土地については字越川 1 筆、地目については記載のとおり、面積は 1,043 m²、申請の理由は譲渡人が譲受人の希望により譲渡する。経営規模拡大のため借り受けるとなっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 3、関係の土地については字真鯉 5 筆、地目については記載のとおり、合計面積</p>

	<p>は 118,330 m²、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため貸し付ける。借人が経営規模拡大のため借り受けるとなっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 4、関係の土地については字峰浜 6 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 72,315 m²、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため貸し付ける。借人が経営規模拡大のため借り受けるとなっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 5、関係の土地については字来運 5 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 29,704 m²、申請の理由は貸人が今後とも農業を行わないで申請地を賃貸したい。借人が申請地を借受け、試験圃場として借り受けたいとなっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図について 1 番は贈与により省略、2、3 番は 3 頁、4、5 番は 4 頁に記載となっています。</p> <p>現地調査については 1、3、4 番が 5 月 27 日(水)田中委員、泉委員、菱川委員、2 番は 5 月 27 日(水)波多野委員、石川委員、寺田委員、5 番は 5 月 23 日(土)岩井委員、馬場委員、山口委員で行っています。</p> <p>別紙の農地法第 3 条調査書のとおり農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	区分 1、3、4 の現地確認員、田中委員何かありますか。
田中委員	問題ありませんでした。
議長	問題ないということで、区分 1、3、4 について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分 1、3、4 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。
	区分 2 について現地確認員、波多野委員どうでしたか。
波多野委員	問題ありませんでした。
議長	特に問題ないということで、区分 2 について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分 2 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。

	区分 5 の現地確認員、馬場委員何かありますか。
馬場委員	問題ありません。
議長	問題ないということで区分の 5 について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分 5 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 日程 4、議案第 134 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明お願いします。
事務局	議案第 134 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について (1) 所有権の移転関係 番号 1、関係の土地については、字峰浜 9 筆、地目畠、合計面積は 84,314 m ² 、申請の理由については譲渡人が早期売渡し、譲受人は経営合理化のためとなっています。価格については 15,943 千円、反当り 189 千円となっています。 番号 2、関係の土地については、字三井 5 筆、地目畠、合計面積は 162,105 m ² 、申請の理由については譲渡人が一時保有期間終了、譲受人は一時保有期間終了に伴う取得となっています。価格については 20,166 千円、反当り 124 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。 番号 3、関係の土地については、字来運 9 筆、地目畠、合計面積は 82,468 m ² 、申請の理由については譲渡人が一時保有期間終了、譲受人は一時保有期間終了に伴う取得となっています。価格については 14,674 千円、反当り 178 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。 番号 4、関係の土地については、字以久科南 2 筆、地目畠、合計面積は 48,975 m ² 、申請の理由については譲渡人が一時保有期間終了、譲受人は一時保有期間終了に伴う取得となっています。価格については 15,867 千円、反当り 324 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。 番号 5、関係の土地については、字以久科北 1 筆、地目畠、面積は 24,928 m ² 、申請の理由については譲渡人が一時保有期間終了、譲受人は一時保有期間終了に伴う取得となっています。価格については 5,907 千円、反当り 237 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。 番号 6、関係の土地については、字川上 3 筆、地目畠、合計面積は 21,709 m ² 、申請の理由については譲渡人が一時保有期間終了、譲受人は一時保有期間終了に伴う取得となっています。価格については 4,429 千円、反当り 204 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。 番号 7、関係の土地については、字川上 1 筆、地目畠、面積は 21,163 m ² 、申請の理由

	<p>については譲渡人が一時保有期間終了、譲受人は一時保有期間終了に伴う取得となっています。価格については 4,190 千円、反当り 198 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。</p> <p>番号 8、関係の土地については、字以久科北 1 筆、地目畠、面積は 45,521 m²、申請の理由については譲渡人が一時保有期間終了、譲受人は一時保有期間終了に伴う取得となっています。価格については 10,788 千円、反当り 237 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。</p> <p>番号 9、関係の土地については、字以久科南 4 筆、地目畠、合計面積は 91,208 m²、申請の理由については譲渡人が一時保有期間終了、譲受人は一時保有期間終了に伴う取得となっています。価格については 27,731 千円、反当り 304 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。</p> <p>番号 10、関係の土地については、字美咲 3 筆、地目畠、合計面積は 48,942 m²、申請の理由については譲渡人が一時保有期間終了、譲受人は一時保有期間終了に伴う取得となっています。価格については 14,388 千円、反当り 294 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。</p> <p>番号 11、関係の土地については、字朱円東 4 筆、地目畠、合計面積は 69,992 m²、申請の理由については譲渡人が一時保有期間終了、譲受人は一時保有期間終了に伴う取得となっています。価格については 13,998 千円、反当り 200 千円、経営面積は記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図については 1 から 4 番は 8 頁、5 から 8 番は 9 頁、9 から 11 番は 10 頁に記載となっています。別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	番号 1 から 11 番まで所有権の移転を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。
	(2) 利用権の設定関係の説明をお願いします。
事務局	<p>(2) 利用権の設定関係</p> <p>番号 1、関係の土地については字朱円東 1 筆、地目畠、合計面積は 861 m²、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和 4 年 11 月 30 日までとなっています。</p> <p>位置図について 1 番は経営移譲のため省略となっています。別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	(2) の利用権の設定関係について、1 番を決定してよろしいですか。

全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。 日程 5、議案第 135 号下限面積の設定について説明お願ひします。
事務局	議案第 135 号下限面積の設定について 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の農林水産省で定める基準について、農地法施行規則第 17 条第 1 項の面積を下記の通り適用する。 方針、現行の下限面積 2 ヘクタールの変更は行わない。 理由、2015 農林業センサスで、管内で 2 ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家数の 9 割を超えていたためとなっています。以上です。
議長	下限面積の設定は変わらずということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	下限面積については、異議なしと認め決定します。 ここで休憩とし、日程 6 その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何かありませんか。
全員	ありません。
	以上をもちまして第 35 回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和 2 年 5 月 29 日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 田中和彦

議事録署名委員 寺田敏之